

浜田地区広域行政組合社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱

平成 23 年 8 月 1 日告示第 12 号

改正 平成 24 年 11 月 1 日告示第 17 号

平成 28 年 3 月 31 日告示第 9 号

平成 30 年 3 月 30 日告示第 9 号

平成 30 年 9 月 28 日告示第 18 号

令和元年 11 月 22 日告示第 10 号

令和 2 年 10 月 23 日告示第 24 号

令和 3 年 8 月 1 日告示第 21 号

(目的)

第 1 条 この告示は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく介護保険サービス（以下「サービス」という。）の提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象法人)

第 2 条 浜田地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）は、社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合には、当該社会福祉法人等に助成を行うものとする。

2 助成の対象となる社会福祉法人等は、利用者負担の軽減を行う旨を島根県知事及び管理者に申し出た社会福祉法人等とする。

3 利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施申出書（様式第 1 号）を管理者に提出しなければならない。

(軽減対象サービス及び軽減額)

第 3 条 利用者負担の軽減の対象となるサービスは、社会福祉法人等が実施する法に基づく次の各号に掲げるサービスについての利用者負担額とし、軽減の程度は、利用者負担の 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）とする。

(1) 訪問介護

(2) 通所介護

- (3) 短期入所生活介護
 - (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (5) 夜間対応型訪問介護
 - (6) 地域密着型通所介護
 - (7) 認知症対応型通所介護
 - (8) 小規模多機能型居宅介護
 - (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - (10) 看護小規模多機能型居宅介護
 - (11) 介護福祉施設サービス
 - (12) 介護予防短期入所生活介護
 - (13) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (15) 第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
 - (16) 第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- 2 前項に規定する利用者負担額は、次の各号に掲げるとおりとし、法に定める保険給付の対象となるサービスを提供した日に係るものとする。
- (1) 法に定める当該サービスに要した費用の額から保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）を控除して得た額
 - (2) 食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合は、支給後の額）として負担した額（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、生活保護受給者については、個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額を対象とし、軽減の程度は、当該利用者負担の全額とする。なお、平成 25 年 8 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日、平成 30 年 10 月 1 日、令和元年 10 月 1 日及び令和 2 年 10 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サ

ービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き次条に該当する者について、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

（軽減対象者）

第4条 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の各号の要件を全て満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として管理者が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人福祉施設入所者のうち、利用者負担第2段階の者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としない。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であっても、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

（軽減の手続）

第5条 社会福祉法人等から利用者負担の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減認定申請書（様式第2号）に、収入申告書（様式第3号）、世帯収入申告書（様式第3号の2）、社会福祉法人等による利用者負担軽減に係る資産等申告書（様式第3号の3）を添え、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、軽減の可否について社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（確認証）

第6条 管理者は、軽減の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第5号。以下「確認証」とい

う。)を交付するものとする。

- 2 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する月の初日から翌年度の 7 月末日までとする。ただし、前条第 1 項の規定による申請が、4 月 1 日から 7 月 31 日までの間に行われた場合は、当該年度の 7 月末日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず生活保護受給者に対する確認証の有効期限の開始日は、保護開始日の属する月の初日とする。
- 4 第 2 項の有効期限到来後引き続き利用者負担の軽減を受けようとする者は、前条第 1 項の規定による手続をしなければならない。

(確認証の返還)

第 7 条 認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、確認証を返還しなければならない。

- (1) 介護保険の被保険者の資格を喪失したとき。
- (2) 要介護又は要支援の認定を取り消されたとき。
- (3) 個室を利用している生活保護受給者が個室を利用しなくなったとき。
- (4) 第 4 条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(助成金請求申請)

第 8 条 利用者負担の軽減を実施した社会福祉法人等が利用者負担の軽減に係る助成金の請求をするときは、社会福祉法人等による利用者負担軽減助成申請書(様式第 6 号)に、社会福祉法人等軽減市町村助成費請求明細書(様式第 7 号)を添え、管理者に対し助成金請求の申請を行うものとする。

- 2 助成金の請求期間は、当該年度の 4 月審査分から、翌年の 3 月審査分までとする。

(助成額)

第 9 条 助成の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入に対する 1%を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その 2 分の 1 を基本としてそれ以下の範囲内で助成を行う。なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が 10%を超える部分について、全額を助成制度の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

(助成の可否の決定等)

第 10 条 管理者は、第 8 条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、社会福祉法人等の利用者負担軽減助成額決定通知書（様式第 8 号）により、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

(請求)

第 11 条 社会福祉法人等が、助成金の交付を受けようとするときは、社会福祉法人等の利用者負担軽減助成額交付請求書（様式第 9 号）により、管理者に請求しなければならない。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の社会福祉法人等による利用者負担額軽減実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の社会福祉法人等による利用者負担額軽減実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の浜田地区広域行政組合社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。この際、軽減の有効期限について、「平成 28 年 6 月 30 日」となっている場合は、「平成 28 年 7 月 31 日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和元年 11 月 21 日から施行し、この告示による改正後の浜田地区広域行政組合社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、令和 2 年 10 月 23 日から施行し、この告示による改正後の浜田地区広域行政組合社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。